

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

## 規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課) 1

## 規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第86号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第14条の3中「及び第8項」を「、第8項及び第12項」に改める。

第19条中「庁内」の次に「又は支庁長が設置する臨時的納税窓口」を加える。

第49条の4第1項中「第4項」を「第5項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、同条第2項中「第44条の10の4第9項」を「第44条の10の4第10項」に改める。

第49条の7第2項第5号中「附則第11条第12項」を「附則第11条第11項」に改める。

第73条の2第1項中「第700条の11の2」を「第700条の14の3」に改める。

第76条第1項中「第109条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「交付及び同条第4項」を「交付、同条第4項の規定による免税軽油使用者証の返納の命令及び同条第7項」に改め、同条第2項中「第109条第3項」を「第109条第6項」に改める。

第77条第1項中「交付」の次に「及び同条第7項の規定による免税証の返納の命令」を加え、同条第3項中「第110条第9項」を「第110条第10項」に改める。

第78条(見出しを含む。)中「第700条の15第7項」を「第700条の15第9項」に改める。

第82条の2の見出し中「混和等」を「製造等」に改める。

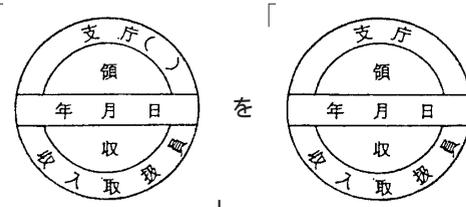
附則第11項中「附則第9項」を「附則第8項」に改める。

附則第23項中「、第3項、第5項又は第7項」を「又は第3項から第7項まで」に改める。

附則第32項第1号中「附則第9条の2の2第6項」を「附則第9条の2の2第5項又は第6項」に改める。

附則別記第2号様式末尾欄外注意1の事項中「第23条の7第29項」を「第23条の7第30項第1号」に改める。

別記第7号様式の2中



備考を次のように改める。

- 支庁道税事務所にあつては、支庁名の後に支庁道税事務所名を括弧書きで刻する。
- 支庁又は支庁道税事務所において2以上の領収印を使用する場合には、支庁にあつては支庁名の後に、支庁道税事務所にあつては括弧書きの後に連番で番号を刻する。ただし、1番目の領収印については、番号の刻印を省略して差し支えない。

別記第35号様式の9及び別記第35号様式の15中「73条Ⅳ」を「73条Ⅴ」に改める。

別記第48号様式の3中「別記第48号様式の3(第40条の2関係)」を「別記第48号様式の3(第40条の2、第40条の4、第40条の5関係)」に改める。

別記第66号様式の3中「混和等」を「製造等」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第73条の2、第76条から第78条まで、第82条の2及び別記第66号様式の3の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 改正後の規則附則第23項の規定は、平成17年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成16年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 改正後の規則附則第32項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

空欄(印、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくっていきましょう。)

